



一般財団法人日本森林林業振興会主催 平成27年度山火事予防ポスター用原画 入選  
【大船渡市立第一中学校 白土 恵 (3年生)】

# 山火事注意！

春先は、空気が乾燥しているうえに、枯葉や枯れ枝が多く、下草も枯れていますので、山火事発生の危険性が非常に高くなります。

一旦、山火事が発生すると、容易に消火することが非常に困難となります。また、貴重な森林を失うだけでなく、森林を元の状態に戻すために、長い年月と多くの労力が必要となります。

大切な緑や財産を火災から守るため、次のことに注意しましょう。

- ★風が強いとき、空気が乾燥しているときは、たき火、野焼きをしない。
- ★たき火の場所を離れるときは完全に消火すること。
- ★たばこの投げ捨ては絶対にしない。



平成28年山火事予防運動統一標語

「誓います 森の安全 火の始末」



気仙地区山火事防止対策推進協議会

# 火入れと野焼き

森林又は森林に隣接している周囲1kmの範囲にある原野、田畑等で、雑草等を面的に焼却する行為(野焼き)は、「火入れ」とみなされ、市町村の火入れ条例に基づき、市町村長の許可を得る必要があります。

**火入れには市町村長の許可が必要！**

許可の対象は、次の目的に限られます。

- ・造林のための地ごしらえ
- ・開墾準備
- ・害虫駆除
- ・焼畑
- ・牧草の改良

(森林法第21条)



1km



**面的な焼却は、火入れとみなされる！**

たとえ、集めた枯れ草を焼いたつもりでも、雑草等を伝って面的に焼損する可能性があれば、「火入れ」とみなされ規制の対象となります。



**森林の周囲1kmでは  
野焼きは禁止**

野焼きやたき火が可能なケース

◆農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却

◆たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等)

